

2013年日本建築学会賞（作品）

選考経過

第1回作品部会は2012年10月1日に委員8名（委任状2名）のもとに開催された。審査方針は、ここ数年来行われてきた方針のもとに検討し、以下の項目を確認した。

- 1) 表彰件数は厳選寡少を旨とし3件を基準とする。
- 2) 委員推薦は行わない。
- 3) 現地審査は原則として委員全員が行う。
- 4) 重賞についてはなるべく避けるが、授賞に値する作品がある場合は十分討議する。
- 5) 過去に審査対象となった作品でも特別な考慮はしない。
- 6) 「一連の作品」という業績名での応募に対しては、顕彰対象は作品自体であるとする見地から、単体を対象とする。
- 7) 現地審査時は原則として設計者に立ち会ってもらうこととする。
- 8) 現地審査に決まった作品のうち候補者が複数のものは、受賞対象者としての妥当性を必ず確認する。

2013年作品部門の候補業績は29作品であり、候補業績の内容を精査し、そのすべてを審査対象とすることとした。さらに、審査対象の29作品のうち委員が関与する業績および委員と関係の深い者の業績が候補となっているか確認し、1名の委員が構造設計を担当、もう1名が同一組織であることが明らかにされ、この2名の委員は当該業績の審査に一切関与しないこととした。

各委員が個別に資料審査を行ったうえで、第2回作品部会を10月10日に委員10名の出席のもとに開催した。討論と投票を重ねた結果、次の8作品を現地審査対象として選出した。

- ① 澄心寺庫裏
- ② 芦北町地域資源活用総合交流促進施設
- ③ 宇土市立網津小学校
- ④ アオーレ長岡
- ⑤ 宇土市立宇土小学校
- ⑥ コマツナギテラス
- ⑦ 正願寺
- ⑧ ホキ美術館

現地審査は、12月中旬から1月中旬にかけて行われ、全委員が全作品の現地審査を行った。最終審査のための第3回作品部会は、全委員10名出席のもとに1月29日に開催された。まず運営規程ならびに審査方針を再確認し、全委員が現地審査を行ったうえでのそれ

ぞれの評価、意見を詳しく述べ、まず 8 作品の中から授賞候補作品として議論するにふさわしい作品として、3 作品以内で投票を行った。

その結果、票が入ったものは5 作品あったが、1 票入った作品について票を入れた委員から強く支持するものではない表明があり、0 票と 1 票の作品を審査対象から外すことにした。④「アオーレ長岡」と⑤「宇土市立宇土小学校」と⑥「コマツナギテラス」と⑧「ホキ美術館」の 4 作品を候補作品として議論を行うことにした。

候補の 4 作品について個別に関与者以外の委員の評価が開示され、それについて議論を重ねるといふ審議を行った。④「アオーレ長岡」は市役所庁舎として画期的なビルディングタイプの開発が行われており、今後の地方都市の市庁舎建築の規範になるものとして高く評価された。同時にいくつかの問題点も指摘された。共同応募者の森民夫氏が長岡市の市長であり本作品の発注者であることから、通常の意味での建築設計者とは言えないことが確認され、この場合隈氏が受賞経験者であり単独の重賞案件となること、評価する部分への森氏の貢献が大きいのではないかということも議論された。⑤「宇土市立宇土小学校」は、広場のような開放性の高い空間のなかに原初的教育的場を発生させるという理念とともに、その空間を支える高度な建築的技術が高く評価された。同時にいくつかの問題点も指摘された。共同応募者の小嶋氏が受賞経験者であり、前作が今回と同じ小学校であるが、それを大きく超えるとは必ずしも言えないことが問題とされ議論された。⑥「コマツナギテラス」は、評価と問題点が膠着し議論を重ねても大きく支持を得ることはなかった。⑧「ホキ美術館」は現在の日本の社会で獲得できる高度の設計施工技術によって実現された建築であり、その建築としての完成度の高さが評価された。しかし、住宅地の中に周辺環境とは無関係に置かれたフリースタンディングオブジェとしての建築のありかたが問題とされ議論が重ねられた。

重賞案件に関する考え方、また「ホキ美術館」に関する今日的な建築評価の認識が各委員から出され、長時間にわたる審議は結論を得ることができず、委員全員の合意のもとに議論を尽くすために改めて継続審議を行う部会を開催することとした。

継続審議を行う第 4 回作品部会は、全委員 10 名出席のもとに 2 月 11 日に開催された。再度、運営規程ならびに審査方針を再確認し、特に過去に重賞が議論された作品部会議事録を確認し、本部会ではさらに「過去の受賞作品より格段に跳躍した作品」とすること、応募組織が異なっても同一人が所属する場合も重賞の条件を考慮することとした。重賞に関してはさらに厳しく見る方針となった。また、日本建築学会賞選考委員会運営規程第 10 条（賞）により、賞は厳選寡少を旨とし、毎年の表彰業績の数は 3 件を基準とするが、表彰に値する業績のないときは授与しないこともあることを確認した。

その後、第 3 回作品部会の議論を継続し、各作品を個別に取り上げ十分な議論の時間を取り、多面的に評価する慎重な審議を行った。その審議をふまえ、最終的に投票で決することとし、前回審議対象作品とした 4 作品のうち、まず重賞が問題となる④と⑤について投票を行い、いずれも授賞候補としないことを決定し、次いで⑥と⑧を対象に投票を行っ

た結果、2 作品とも過半を超えなかったため、2013 年は授賞候補を無しとする結論を得た。

以上、誠に遺憾ながら、2013 年学会賞作品部会では該当作品を選定できなかったことを、報告せざるを得ない結果となった。これは運営規程第 10 条のなかに定められた厳選寡少の趣旨と重賞を避けるという規定にもとづき、委員全員が真摯に作品評価に向かい、議論を尽くして得た結論である。2013 年の結果を乗り越え、次年以降の活発な応募を期待したい。